

居場所づくり整備事業補助金のご案内

1. 一宮市居場所づくり整備事業補助金とは

一宮市では、高齢者のみなさんが住みなれた地域で健やかに安心して生活を送ることができるよう、介護予防、閉じこもり予防、健康づくりを行う居場所としておでかけ広場を設置・運営する住民、団体等に対し、備品購入・改修費の補助金を支給します。

補助金額	備品購入費	3万円を上限とし、1回限り
	改修費	5万円を上限とし、1回限り

※同様の補助金を受給した場合は、対象外となります。

例：ふれあい・いきいきサロン物品購入補助金

2. 補助対象事業

おでかけ広場に認定済、もしくは申請中の活動で、以下のすべての該当する活動を実施し、運営することが必要です。

- ①市内の建物で、気軽に利用ができ、おでかけ広場として使用される部分が明確に区分されている常設、または仮設のスペースで活動すること。
 - ②利用対象者に市内に在住する65歳以上の高齢者が含まれており、総利用人員が1月あたり延20人以上利用すること。
 - ③月2回以上、1回あたり1時間以上実施すること。
 - ④活動が自主的で安全に行われるよう、世話人などの人員が適切に配置されること。
- ※特定のサークル活動等を行うもの、政治的・宗教的活動や公序良俗に反するものなどは対象外です。

3. 補助対象経費

補助対象経費は下記のいずれかに該当するもので、補助金の交付により購入した備品は、おでかけ広場事業以外の目的に使用することはできません。

- ①おでかけ広場の設置及び運営に当たり必要なもので、利用者の利益に資するもの
- ②おでかけ広場の活動に使用するもの
- ③その他補助対象経費として市長が認めるもの

※共用部分の改修についてはこの限りではありません。

<具体例>

備品購入費

机、椅子、血圧計、CDラジカセ、DVDプレーヤー、液晶ディスプレイ等
(備品とは、長期間の使用に耐えうるものをいいます。)

上記に加え、感染予防対策として、非接触型の体温計や消毒用アルコール・マスク等の衛生用品も補助対象経費に含めます。

改修費

手すりの取り付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、和式便器の洋式便器への取替、スロープの設置等の改修費用

(高齢者が安全かつ身体的負担の少ない方法で施設を利用できるようにする改修)

※次の場合は、補助金の交付の決定を取り消し、返還を求めることがあります。

- ①補助金を交付の目的外に使用したとき
- ②備品購入を取りやめ、又は改修を中止したとき
- ③補助金交付後2年以内に改修した施設を使用しなくなったとき
- ④補助金に関する申請、報告又は居場所の運営等について不正な行為があったとき
- ⑤補助金交付後2年以内に居場所の運営を取りやめたとき
- ⑥補助金の交付により購入した備品をおでかけ広場事業以外の目的に使用したとき

4. 申請の流れ

補助を希望する方（団体・個人）は、補助金交付申請書に必要事項を記入し、市高年福祉課窓口へ直接、持参してください。

①補助金申請（申請者→市）

提出書類

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 見積書
- ・ 改修前の現場写真（改修費の場合・撮影日の分かるもの）
- ・ 承諾書（様式第2号）（改修費の場合）

②補助金交付決定（不交付決定）（市→申請者）

市より 補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）が送付されます。

③備品購入・改修実施（申請者）

補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を受領後、備品購入・改修してください。

④実績報告、補助金の請求（申請者→市）

提出書類

- ・ 補助金完了報告書（様式第6号）
- ・ 備品購入・改修費の領収書
- ・ 購入物品あるいは改修後の写真（撮影日のわかるもの）
- ・ 補助金交付請求書（様式第7号）

⑤補助金の振込（市→申請者）

市より 補助金実績報告書を受領後、申請者に補助金を振り込みます。

⑥実施報告書の提出（申請者→市）

事業終了後、1年度ごとに実施報告書を提出してください。年度末に事業報告の案内を送付しますので、期日までに実施報告書（様式第8号）の提出をお願いします。

※ 申請書は、市高年福祉課（本庁舎2階 27番窓口）で配布しています。また、ウェブサイトからもダウンロードができます。（ページID 1014594）

担当：一宮市福祉部高年福祉課地域支援グループ TEL：0586-28-9151（ダイヤルイン）